嬉野市工場立地法準則条例（案）の概要

１　趣旨

　　工場立地法は、工場立地と地域環境調和を目的に、一定の規模以上の工場について緑地等の整備を義務付けるため制定され、現在この法律の受付申請事務は都道府県から市に事務移譲されています。これに伴い、国が定める基準に代えて地域の実情に沿って市独自の基準を適用できる地域準則条例の制定が可能となりました。

本市においても工場立地の推進と企業流出の防止を図り、産業の維持・発展を目的として、久間工業団地及びその周辺を対象とした本市独自の緑地面積率等を定めるため、この条例を制定するものです。

◎工場立地法の対象となる特定工場

【面積】敷地面積9,000㎡以上または建築面積（水平投影面積）3,000㎡以上

【業種】製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱、太陽光発電は除く。）

２　条例（案）の内容

【緑地・環境施設の面積率】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域 | 緑地の面積の敷地  面積に対する割合 | 環境施設の面積の敷地面積に対する割合 |
|
| 久間工業団地及びその周辺 | 100分の5以上  （100分の20以上） | 100分の10以上  （100分の25以上） |
|

（　）は、工場立地法準則（現行）の割合

「緑地」とは、植栽や芝生等で緑化し管理がされているもの

「環境施設」とは、緑地のほか、池、グラウンド、太陽光パネル等

３　県内市町の状況

　　佐賀県内の市町では、７市５町において独自の基準を定め、準則条例を制定しています。

４　期待される効果

　　条例制定により、工場敷地の有効利用が可能となり、既存工場の建替えや増築といった投資を促進することによる地域経済の活性化や雇用機会の拡大に繋がることが期待されます。